

行田都市計画道路の変更（行田市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・6 号昭和通線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・6	昭和通線	行田市桜町一丁目	行田市大字下忍字西谷	行田市向町	約 3,050m	地表式	—	18m	幹線街路と平面交差 5 箇所	
	3・6・13	行田市駅前通北谷線	行田市宮本	行田市忍一丁目	行田市中央	約 570m	地表式	—	11m	幹線街路常盤通佐間線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所	

2. 都市計画道路中 3・4・5 号行田市駅北口線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）を定めました。

指針に基づき、都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、変更を行うものです。